

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

b. IT 実装支援

受発注や在庫管理等の業務効率化に向け、デジタルツールの導入について情報提供や助言を行い、取引先の業務負担軽減と生産性向上を支援します。

d. グリーン化の取組

省資源化、省エネルギー、生産工程の効率化等を通じて環境負荷低減に取り組み、取引先と連携して持続可能な生産体制の構築を目指します。

f. BCP／事業継続

災害時や緊急時にも供給体制を維持できるよう、取引先と情報共有を行い、事業継続体制の強化に努めます。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のは正に積極的に取り組みます。

3. その他

当社は、原材料費・物流費・人件費等のコスト上昇が発生した場合には、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁が行われるよう、取引先と誠実に協議します。

また、本宣言の趣旨が取引先およびサプライチェーン全体に浸透するよう、継続的な情報発信と意識共有を行います。

2026年1月27日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

有限会社シービーワン

取締役・林育哉

企 業 名

役職・氏名（代表権を有する者）

(備考)

- ・本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。